

## 決議（案）

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることは極めて重要である。

しかしながら欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても我が国の無電柱化割合は著しく低く、災害による電柱の倒壊に伴う救援救助活動等への影響や、通学児童のいたましい交通事故、また、地域の人々の誇りや観光資源となる自然や祭りなどの景観の阻害などから、無電柱化に対する地域の要望は非常に強いものとなっている。

こうした中、本会が強く要望していた無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）が平成二十八年十二月に成立・施行となった。これを受け国土交通省では、無電柱化法第七条の規定に基づく無電柱化推進計画を策定したところであるが、本年五月二十五日には、「新設電柱を増やさない」、「徹底したコスト縮減」、「事業の更なるスピードアップ」の3つのポイントを掲げた、新たな無電柱化推進計画を策定した。

これらを受け、我々は、市区町村無電柱化推進計画を定めるよう努め、必要に応じ、地域のニーズを踏まえた条例の制定を拡大するとともに、新設電柱の占用禁止及び設置抑制に取り組んでいくこととする。

政府や国の機関に対しては、電柱がないことが当たり前という社会の実現に向けた国民の意識醸成に努め、次に掲げる事項を求める。

- 一 國家的な重要なプロジェクトである無電柱化を着実に推進するため、道路関係予算を拡大した上で、所要額を満額確保すること。
- 一 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で長く冷え込んだ経済の立て直しのため、将来にわたって有用な資産となる無電柱化の推進に積極的な投資を行うこと。
- 一 無電柱化を総合的、計画的かつ迅速に推進するため、新たな無電柱化推進計画に基づき、事業の確実な実施と必要な予算を確保すること。特に、電柱倒壊の危険度が高い市街地の緊急輸送道路の無電柱化を推進するため「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し計画的に事業を推進すること。
- 一 市区町村無電柱化推進計画の策定に対し技術的・財政的な支援を行うとともに、計画に位置づけられた無電柱化事業に対し、財政的な重点支援を行うこと。
- 一 関係者が連携して、新設電柱の増加要因の調査を行い、その調査結果に基づき新設電柱の抑制に取組むこと。
- 一 電線管理者と連携し、小型ポツクス等の活用や直接埋設方式による低コスト手法の導入に加え、トランクの小型化等の技術革新を促すとともに、これらの低コスト手法のさらなる普及拡大を図り、無電柱化に要するコストを大幅に縮減すること。
- 一 発注方式の工夫など事業のスピードアップを図る手法を確立し、無電柱化の完了までに要する期間を短縮すること。
- 一 電線管理者が道路事業等にあわせて行う単独地中化について電線管理者と道路管理者が協力して実施する体制を整えるとともに、電線管理者が自ら行う単独地中化に係る財源が着実に確保されるよう、適切な措置を講じること。

右、決議する。